

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

1 処分名

いわき市小名浜港運動施設使用料の減免

2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 22-1162

3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)

(使用料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用者の申請に基づき、前条の使用料を減免することができる。

2 使用料の減免の対象及びその率は、次に定めるとおりとする。

(1) 市又は他の地方公共団体が、公用のために使用するとき。 100分の100

(2) その他市長が特に認めたもの 100分の50

いわき市小名浜港運動施設管理条例施行規則(昭和61年いわき市規則第8号)

(使用料の減免の申請)

第7条 条例第6条の規定に基づき、使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書の所定の欄に必要事項を記入して申請しなければならない。

4 審査基準

いわき市小名浜港運動施設管理条例第6条の規定に基づき使用料を減免する。

5 標準処理期間

① 申請書、添付書類の形式審査	1日
② 審査	1日
③ 起案→決裁	1日
④ 決裁→送付(交付)	1日
計	4日

6 作成年月日等

(1) 作成年月日 平成9年9月10日

(2) 改正年月日 平成11年4月1日